

平成 30 年 4 月 20 日

各位

鹿児島相互信用金庫  
理事長 稲葉 直寿

## 健全かつ適切な業務運営を確保するための業務改善命令について

このたび、当金庫における多数の不祥事件発生に際しまして、当局への届出が法令上に定められた義務である事を認識しながら、その多くについて、理事等の指示・関与により隠蔽を行い、法令等に違反して当局に対する届出を行っていないなど、当金庫の法令等遵守態勢及び経営管理態勢等に重大な問題があるとして、本日、九州財務局長より業務改善命令を受けました。

当金庫では、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に取り組んでまいりましたが、本日このような業務改善命令を受けるに至り、日頃から当金庫を信頼し、ご支援ご愛顧を頂いておりますお客さまをはじめ、会員の皆さま、地域の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけする事態になりました事を、心より深くお詫び申し上げます。

今後におきましては、この業務改善命令を重大かつ厳粛に受けとめ、真摯に反省しますとともに、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一丸となって法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に全力で取り組んでまいり所存でございます。

### 記

#### 1. 業務改善命令の内容

(1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢を充実・強化すること。

- ①法令等遵守及び経営管理にかかる経営責任の明確化
- ②理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（経営管理態勢の確立に向けた取組みの実効性を客観的に検証する態勢の整備を含む）
- ③全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）
- ④厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立
- ⑤内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保
- ⑥適切な人事管理の徹底

(2) 上記（1）に対する改善計画を平成 30 年 5 月 21 日（月）までに提出し、以後、当該改善計画の実施完了までの間、3 ヶ月毎の改善計画の進捗・実施状況を翌月末日までに報告すること（初回報告基準日を平成 30 年 8 月末とする。）。

## 2. 今後における当金庫の対応について

### (1) 経営責任について

多くの不祥事件を発生させるとともに、このような事態を招き、お客さまやお取引先さま、並びにそのほか数多くの皆さまに、多大なるご迷惑をお掛けしましたことを厳粛に受け止め、かかる経営責任を明確にするため、以下の内容を決定致しました。

#### ①理事長（代表理事）について

稲葉 直寿については、当面の間、しかるべき態勢の構築に全力を傾けることとし、後継者への円滑な業務引継ぎ後に退任致します。なお、この期間における全ての役員報酬を自主返納したうえで理事長としての職責を果たして参ります。

#### ②代表理事及び前理事長の進退について（現理事長を除く）

秋葉 重登（副理事長：代表理事）、永吉 実秋（専務理事：代表理事）、秋葉 重貴（非常勤理事：前理事長）については、平成30年6月下旬に開催される総代会をもって理事を退任致します。なお、退任までの期間については、基本報酬の50%を返納させるものと致します。また、賦句 辰治（専務理事：代表理事）については、停職3ヶ月の処分とし、平成30年6月下旬に開催される総代会をもって理事を退任致します。

#### ③理事及び監事の報酬の一部返納について

代表理事及び非常勤理事、非常勤監事を除いた理事及び監事については、平成30年4月より、基本報酬の5%から50%を3ヶ月の間、返納させるものと致します。

#### ④元役員の責任明確化について

退職した元役員2名については、当時の報酬の一部について自主返納を求めるものと致します。

### (2) 改善に向けた施策等について

当金庫は、不祥事件に関する第三者委員会からの調査報告や今回の業務改善命令を踏まえ、法令等遵守態勢や経営管理態勢等を再構築するため、理事会及び監事会の機能強化を図るとともに、相互牽制態勢の見直しや実効性のある監査等を実施し、厳正な業務運営を実施してまいります。また、問題の指摘された企業風土を改めるため、倫理観の醸成やコンプライアンスマインドの浸透等を図ることと致します。

改善に向けた主な具体的施策としては、信金中金から役員等を招聘するとともに、金庫から独立した外部専門家にて構成される委員会を設置し、今回策定を行う法令等遵守態勢等にかかる業務改善計画の進捗状況等を、継続的に検証する態勢を構築致します。また、通報等を通じた牽制機能面においては、外部通報窓口を新たに設置するほか、定期的に職員アンケートを実施し、機能強化を図ります。一方、教育・研修の面においては、役員自らがコンプライアンス研修等を実施し、全職員への浸透を図る態勢とし、その中で預金の一時流用に関する不正認識や報告義務等守るべきルール等の周知を図って参ります。更には、営業推進に重きを置いた業務運営が不祥事を誘発させた反省をもとに、プロセスを重視した透明性の高い業績評価制度へと見直しを行い、コンプライアンス重視の凛とした企業風土を再構築するとともに、かかる行動を全役職員へ着実に徹底

して参ります。

(3) その他

当金庫は、これまでも地域に根ざし、地域とともに歩む経営姿勢を一貫して行っておりますが、経営体力面において、自己資本比率については国内基準である4.0%を大きく上回る7%台を維持するとともに、業務純益も15億円以上を確保する見込みとなっております(平成29年度決算見込み)。なお、今回発生した不祥事件においては、実際の損失等は発生しておらず、業績へ直接与える影響はございません。

当金庫としては、かかる業務改善命令を重大かつ厳粛に受け止め、二度とこのような事態が発生する事のないよう、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等の充実・強化に役員一丸となって全力で取り組んでまいり所存でございます。

3. 本件に対するお問合せ先

受付窓口：鹿児島相互信用金庫 経営管理部（黒木、上山）

電話番号：0120-525-651（フリーダイヤル）

ファックス：099-259-5255

Eメール：sosin@kasosin.com

受付時間：午前9時から午後6時まで（土日祝日は除きます）

以上